

電験三種 法規 演習編

1. 電気事業法とその他関連法令

1. 電気事業法の目的、電気工作物の種類

(1) 電気事業法の目的

電気事業者の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気使用者の **利益** を保護し、および電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持および運用を **規制** することによって、**公共** の安全を確保し、および **環境** の保全を図ることを目的とする。

(2) 電気工作物の定義

電気工作物とは、**発電**、変電、**送電もしくは配電** または電気の使用のために設置する機械、**器具**、ダム、水路、貯水路、**電線路** その他の工作物をいう。

◆電気工作物ではないもの

- ① **30** V 未満で、30V 以上の電気設備と接続されていないもの ②船舶、車両、航空機に設置されるもの

◆一般用電気工作物

- ① **600** V 以下であり、構外の電気工作物と電気的に接続していない（同一構内は可）

- ② **小出力** 発電以外の発電設備が設置されていない

- ③爆発性・引火性のものが存在する場所に設置されていない

◆事業用電気工作物

- ①電気事業用電気工作物 + **自家** 用電気工作物

- ② **高圧または特別高圧** で受電する

- ③構外にわたる電線路を有する

◆小出力発電 ※組み合わせても **50** kW 未満にする

- ①太陽電池発電 **50** kW 未満

- ②水力発電・風力発電 **20** kW 未満

- ③燃料発電・内燃力発電 **10** kW 未満 ※燃料電池は、最大使用圧力は **0.1** MPa 未満

(3) 一般用電気工作物の調査義務

登録調査機関は、その電気を使用する一般用電気工作物が **技術基準に適合** しているかどうかを調査しなければならない。技術基準に適合していない場合は、遅延なく、その技術基準を適合させるための措置およびそれをしなかった場合の **結果** を所有者または **占有者** に通知する。

◆調査の時期

- ①電気工作物が設置されたときおよび**変更工事が完成**したとき

- ② **4** 年に1回の頻度で行う →調査結果は **4** 年間保存

◆調査業務の委託

電線路維持運用者は、上記の調査業務を **経済産業大臣の登録** を受けた者に委託することができる。

(4) 用語の定義 施行規則第1条

一 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧 **10万** V 以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。

二 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と **変電所** との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する **開閉所** その他の電気工作物をいう。

三 「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と **需要設備** との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

1. 電気事業法の目的、電気工作物の種類

(1) 電気事業法の目的

電気事業者の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気使用者の□を保護し、および電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持および運用を□することによって、□の安全を確保し、および□の保全を図ることを目的とする。

(2) 電気工作物の定義

電気工作物とは、□、変電、□または電気の使用のために設置する機械、□、ダム、水路、貯水路、□その他の工作物をいう。

◆電気工作物ではないもの

- ①□V未満で、30V以上の電気設備と接続されていないもの ②船舶、車両、航空機に設置されるもの

◆一般用電気工作物

- ①□V以下であり、構外の電気工作物と電気的に接続していない（同一構内は可）
②□発電以外の発電設備が設置されていない
③爆発性・引火性のものが存在する場所に設置されていない

◆事業用電気工作物

- ①電気事業用電気工作物+□用電気工作物
②□で受電する
③構外にわたる電線路を有する

◆小出力発電 ※組み合わせても□kW未満にする

- ①太陽電池発電 □kW未満
②水力発電・風力発電 □kW未満
③燃料発電・内燃力発電 □kW未満 ※燃料電池は、最大使用圧力は□MPa未満

(3) 一般用電気工作物の調査義務

登録調査機関は、その電気を使用する一般用電気工作物が□しているかどうかを調査しなければならない。技術基準に適合していない場合は、遅延なく、その技術基準を適合させるための措置およびそれをしなかった場合の□を所有者または□に通知する。

◆調査の時期

- ①電気工作物が設置されたときおよび変更工事が完成したとき
②□年に1回の頻度で行う →調査結果は□年間保存

◆調査業務の委託

電線路維持運用者は、上記の調査業務を□を受けた者に委託することができる。

(4) 用語の定義 施行規則第1条

- 一 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧①□V以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。
- 二 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と□との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する□その他の電気工作物をいう。
- 三 「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と□との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

2. 電圧の維持

◆標準電圧

標準電圧	維持する値
100V	101±6V
200V	202±20V

◆電圧の区分表

区分	直流	交流
低圧	750V 以下	600V 以下
高圧	750V 超～7000V	600V 超～7000V
特別高圧	7000V 超	7000V 超

3. 電気主任技術者

(1) 電気主任技術者の選任・届出

事業用電気工作物を **設置** する者は、**保安の監督** をさせるため、電気主任技術者免状の交付を受けている者から選任し、**遅延なく** その旨を主務大臣（経済産業大臣）に **届け出** なければならない。これを解任した場合も同様とする。

(2) 電気主任技術者の義務

事業用電気工作物の **工事**、**維持** および **運用** の **保安の監督** の職務を誠実に行うことであり、その **従事者** は、電気主任技術者が保安のために出す **指示** に従わなければならない。

◆設置者が電気主任技術者を選任義務が免除される場合（保安管理業務外部委託承認制度）

- ①電圧 **7000** V 以下の需要設備
- ②電圧 **7000** V 以下かつ

出力が水力・火力・太陽光・風力発電 **2000** kW 未満、それ以外の発電 **1000** kW 未満

◆第三種電気主任技術者の保安監督ができる範囲

5万 V 未満（発電出力は **5000** kW 未満）

◆設置者の義務

- ① **主任技術者** の選任
- ② **技術基準の適合** ・維持
- ③ **保安規定** の作成・遵守
- ④ **自主検査** の実施と **記録の保存**

4. 保安規定の作成、届出

①事業用電気工作物の **設置者** は電気工作物の工事、維持、運用に関する保安を確保するため **保安規定** を定め、事業用工作物の使用の **開始前** に **主務大臣（経済産業大臣）** に届けなければならない。

②電気工作物の設置者及び従業員は、保安規定を遵守しなければならない。

③保安規定を変更した時は、電気工作物の **設置者** が **変更理由** を添えて、**遅延なく** 経済産業大臣に届け出なければならない。

◆保安規定に定めるべき事項

- ①業務管理者の **職務・組織**
- ②従業者の **保安教育**
- ③保安巡視・点検・検査
- ④電気工作物の **運転** または **操作**
- ⑤発電所 **停止** 時の保全方法
- ⑥ **災害・非常** の場合にとるべき措置
- ⑦保安の **記録**
- ⑧法定自主検査に係わる実施体制と記録の保存

2. 電圧の維持

◆標準電圧

標準電圧	維持する値
100V	
200V	

◆電圧の区分表

区分	直流	交流
低圧		
高圧		
特別高圧		

3. 電気主任技術者

(1) 電気主任技術者の選任・届出

事業用電気工作物を [] する者は、[] をさせるため、電気主任技術者免状の交付を受けている者から選任し、[] その旨を主務大臣（経済産業大臣）に [] なければならない。これを解任した場合も同様とする。

(2) 電気主任技術者の義務

事業用電気工作物の []、[] および [] の [] の職務を誠実に行うことであり、その [] は、電気主任技術者が保安のために出す [] に従わなければならない。

◆設置者が電気主任技術者を選任義務が免除される場合（保安管理業務外部委託承認制度）

- ①電圧 [] V 以下の需要設備
- ②電圧 [] V 以下かつ

出力が水力・火力・太陽光・風力発電 [] kW 未満、それ以外の発電 [] kW 未満

◆第三種電気主任技術者の保安監督ができる範囲

[] V 未満（発電出力は [] kW 未満）

◆設置者の義務

- ① [] の選任
- ② [] ・維持
- ③ [] の作成・遵守
- ④ [] の実施と []

4. 保安規定の作成、届出

①事業用電気工作物の [] は電気工作物の工事、維持、運用に関する保安を確保するため**保安規定**を定め、事業用工作物の使用の [] に [] に届けなければならない。

②電気工作物の設置者及び従業員は、保安規定を遵守しなければならない。

③保安規定を変更した時は、電気工作物の [] が [] を添えて、[] 経済産業大臣に届け出なければならない。

◆保安規定に定めるべき事項

- ①業務管理者の []
- ②従業者の []
- ③保安巡視・点検・検査
- ④電気工作物の [] または []
- ⑤発電所 [] 時の保全方法
- ⑥ [] の場合にとるべき措置
- ⑦保安の []
- ⑧法定自主検査に係わる実施体制と記録の保存

5. 工事計画の事前届出

(1) 工事計画の届出

自家用電気工作物のうち工事計画の事前届出が必要な場合は、電気事業法施行令第9条により設置する場所を所轄する**産業保安監督部長**へ、工事開始の**30**日前までに届け出る。

◆工事計画の事前届出の必要条件

受電設備の場合は、

- ① 「設置」に関して 電圧**1万**V 以上の受電設備の「設置」
- ② 「遮断器」の増設・変更 電圧**1万**V 以上かつ遮断容量（遮断電流）**20**%以上の「変更」
- ③ **1万**kV・A 以上の機器の取替え

太陽光発電の場合は、出力**2000**kW 以上

(2) 変更工事の報告

自家用電気工作物の変更工事で報告が必要な場合は、遅延なくその旨を、所轄**産業保安監督部長**へ報告しなければならない。

◆変更工事の報告が必要な場合

- ① 発電所または変電所の**出力**を変更した場合
- ② 送電線路または配電線路の**電圧**を変更した場合
- ③ 発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業所または送電線路・配電線路を**廃止**した場合

6. 電気事故報告の義務、電気の使用制限、技術適合命令

(1) 電気事故報告の義務

電気事業者および自家用電気工作物を**設置**する者には、電気事故報告の義務が課せられている。

電気事業用および自家用電気工作物において、下記のような事故が起きた場合は、速報を**24**時間以内に電話等により報告（速報）し、詳報を**30**日以内に所轄**産業保安監督**部長に提出する。

◆報告義務のある事故内容

- ① **感電**死傷事故・・・被災者が死亡または治療のために入院した場合の人身事故
- ② **電気火災**事故・・・電気事故が原因で、建物が半焼または全焼した場合の火災事故
- ③ 需要設備の**破損**事故・・・**1万**V 以上の「需要」設備のうち主要電気工作物の破損事故
5万V 以上の架空送電線路および地中配電線路
- ④ **公共**の用に供する施設等の**使用を不可能にさせた事故**（支持物倒壊による道路封鎖など）
- ⑤ 一般電気事業者に**供給支障**を発生させた事故（**3k**V 以上）

(2) 電気の使用制限

経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令の定めるところにより、**使用電力量**の限度、**使用最大電力**の限度、用途若しくは使用を停止すべき**日時**を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの**受電**を制限することができる。

(3) 技術基準適合命令

経済産業大臣は、技術基準に適合していないと認めるとき、事業用電気工作物を**設置**する者に対して、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を**修理**し、**改造**し、もしくは**移転**し、その使用の一部を一時停止すべきことを命じ、またはその使用を**制限**することができる。

5. 工事計画の事前届出

(1) 工事計画の届出

自家用電気工作物のうち工事計画の事前届出が必要な場合は、電気事業法施行令第9条により設置する場所を所轄する [] へ、工事開始の [] 日前までに届け出る。

◆工事計画の事前届出の必要条件

受電設備の場合は、

- ①「設置」に関して 電圧 [] V 以上の受電設備の「設置」
- ②「遮断器」の増設・変更 電圧 [] V 以上かつ遮断容量（遮断電流）[] %以上の「変更」
- ③[] kV・A 以上の機器の取替え

太陽光発電の場合は、出力 [] kW 以上

(2) 変更工事の報告

自家用電気工作物の変更工事で報告が必要な場合は、遅延なくその旨を、所轄 [] へ報告しなければならない。

◆変更工事の報告が必要な場合

- ①発電所または変電所の [] を変更した場合
- ②送電線路または配電線路の [] を変更した場合
- ③発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業所または送電線路・配電線路を [] した場合

6. 電気事故報告の義務、電気の使用制限、技術適合命令

(1) 電気事故報告の義務

電気事業者および自家用電気工作物を [] する者には、電気事故報告の義務が課せられている。

電気事業用および自家用電気工作物において、下記のような事故が起きた場合は、速報を [] 時間以内に電話等により報告（速報）し、詳報を [] 日以内に所轄 [] 部長に提出する。

◆報告義務のある事故内容

- ①[] 死傷事故・・・被災者が死亡または治療のために入院した場合の人身事故
- ②[] 事故・・・電気事故が原因で、建物が半焼または全焼した場合の火災事故
- ③需要設備の [] 事故・・・[] V 以上の「需要」設備のうち主要電気工作物の破損事故
[] V 以上の架空送電線路および地中配電線路
- ④[] の用に供する施設等の使用を不可能にさせた事故（支持物倒壊による道路封鎖など）
- ⑤一般電気事業者に [] を発生させた事故（[] V 以上）

(2) 電気の使用制限

[] は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令の定めるところにより、[] の限度、[] の限度、用途若しくは使用を停止すべき [] を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの [] を制限することができる。

(3) 技術基準適合命令

経済産業大臣は、技術基準に適合していないと認めるとき、事業用電気工作物を [] する者に対して、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を [] し、[] し、もしくは移転し、その使用の一部を一時停止すべきことを命じ、またはその使用を [] することができる。

7. 電気用品安全法

◆電気用品安全法の目的

電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止する。

①規制の対象は、一般用電気工作物・これに接続されている機械・器具・材料等

②特定電気用品とは、構造・使用方法が特に危険なもので、「PSE」と表示する

③電機用品を製造または輸入する事業を行う者は、事業開始の日から30日以内に経済産業大臣に届け出る。

8. 電気工事士法

◆電気工事士法の目的

電気工事の作業に従事する者の資格および義務を定め、電気工事欠陥による災害の発生の防止に寄与すること。

◆電気工事の義務

①電気設備技術基準に適合する作業をすること ②作業者は、免状を携帯すること

③電気用品安全法に適合した用品を使用すること ④報告を求められたら、報告義務がある

◆電気工事士の従事できる範囲

①第二種電気工事士 → 一般用電気工作物(600V以下)のみ

②第一種電気工事士 → 一般用電気工作物 + 500kW未満の自家用電気工作物

ただし、ネオン用設備、非常用予備発電設備などの特殊電気工事は除く

③認定電気工事士 → 自家用電気工作物のうち600V以下の簡易電気工事のみ

④特殊電気工事士 → ネオン工事や非常用予備発電工事 ※免状は工事内容によって違う

9. 電気工事業法

◆電気工事業法の目的

電気工事業を営む者の登録と義務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、電気工作物の保安確保に資すること。

◆電気工事業者の登録

①自家用電気工作物のみの電気工事業を営む場合、事業開始の10日前までに都道府県知事に通知する

②登録の有効期間は5年であり、その後も続ける場合は更新が必要

◆電気工事業者の義務

①一般用電気工作物に係る電気工事を行う営業所ごとに主任電気工事を選任する

主任電気工事士は、その営業所に勤務する者で、第一種または第二種電気工事士の免状を有し、電気工事に関する3年以上の実務経験をもつ電気工事士

②電気工事士でない者に電気工事をさせない

③電気用品安全法に適合しない電気用品を使用しない

④営業所ごとに絶縁抵抗計や所定の器具を備える

⑤法令に定められた事項を記載した帳簿を備え、これを5年間保存する

7. 電気用品安全法

◆電気用品安全法の目的

電気用品の製造、販売等を[]とともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による[]および[]の発生を防止する。

①規制の対象は、[]用電気工作物・これに接続されている機械・器具・材料等

②[]電気用品とは、構造・使用方法が特に危険なもので、「[]」と表示する

③電機用品を製造または輸入する事業を行う者は、事業開始の日から[]日以内に経済産業大臣に届け出る。

8. 電気工事士法

◆電気工事士法の目的

電気工事の作業に従事する者の[]および[]を定め、電気工事欠陥による[]に寄与すること。

◆電気工事の義務

①電気設備技術基準に適合する作業をすること ②作業者は、[]を携帯すること

③電気用品安全法に適合した用品を使用すること ④報告を求められたら、報告義務がある

◆電気工事士の従事できる範囲

①第二種電気工事士 → []電気工作物 ([]V 以下) のみ

②第一種電気工事士 → 一般用電気工作物 + []kW 未満の自家用電気工作物

ただし、ネオン用設備、非常用予備発電設備などの特殊電気工事は除く

③認定電気工事士 → []電気工作物のうち []V 以下の []電気工事のみ

④特殊電気工事士 → []工事や []予備発電工事 ※免状は工事内容によって違う

9. 電気工事業法

◆電気工事業法の目的

電気工事業を営む者の[]と[]の[]を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、電気工作物の保安確保に資すること。

◆電気工事業者の登録

①自家用電気工作物のみの電気工事業を営む場合、事業開始の[]日前までに[]に通知する

②登録の有効期間は[]年であり、その後も続ける場合は更新が必要

◆電気工事業者の義務

①一般用電気工作物に係る電気工事を行う営業所ごとに[]を選任する

主任電気工事士は、その営業所に勤務する者で、第一種または第二種電気工事士の免状を有し、電気工事に関して[]年以上の実務経験をもつ電気工事士

②電気工事士でない者に電気工事をさせない

③電気用品安全法に適合しない電気用品を使用しない

④営業所ごとに[]や所定の器具を備える

⑤法令に定められた事項を記載した帳簿を備え、これを[]年間保存する

問題 1

- 以下の設備は、一般用電気工作物か自家用電気工作物のどちらに該当するか、それぞれ答えよ。
- ①ある電力会社から三相 3 線式 200V の低圧配電線路から受電した電力を工場 A で消費する需要設備
 - ②ある電力会社から三相 3 線式 200V の低圧配電線路から受電した電力の一部を工場 A で消費し、かつ工場 A の敷地外の工場 B に送電する単相 3 線式 200V の低圧配電線を含む電気設備全般
 - ③最大出力 27kW のダムをもたない水力発電設備
 - ④最大出力 40kW で、耐え威圧電線路に接続する太陽電池発電設備
 - ⑤最大出力 9kW の燃料電池発電設備で固体高分子型の最高使用圧力が 0.1MPa 未満であり、三相 200V の配電線に接続して運転する設備

問題 2

ある会社が以下のア、イの事業所を直接統括している場合、以下の①～③に該当する者が保安監督のできる事業所を選べ。

- 事業所ア 受電電圧 22000V、最大電力 10000kW の需要設備をもつ事業所
- 事業所イ 受電電圧 6600V で最大電力 400kW の需要設備のある事業所

- ①この会社で第 3 種電気主任技術者免状を有する者
- ②この会社で第一種電気工事士の資格をもつ許可主任技術者
- ③この会社以外の委託電気主任技術者

問題 3

次の事業所のうち、設置者が電気主任技術者の選任義務を免除されるのはどれか。ただし、保安に関する業務を委託する契約が保安上支障のないものとして経済産業大臣から承認を受けているものとする。

- ア. 電圧 6.6kV で配電設備と連系をする出力 1000kW の風力発電所
- イ. 電圧 6.6kV で受電する需要設備
- ウ. 電圧 6.6kV で送電する出力 4000kW の火力発電所
- エ. 電圧 22kV で送電線路と連係する出力 2000kW の太陽電池発電所
- オ. 電圧 6.6kV で配電設備と連系をする出力 500kW の内燃力発電所

問題 4

次の工事のうち、経済産業大臣に事前届け出が必要な場合はどれか。

- ア. 受電電圧 6600V で最大電力 5000kW の需要設備を設置する場合
- イ. 受電電圧 6600V の需要設備に使用している受電用遮断器の遮断電流を 25% に変更する場合
- ウ. 受電電圧 6600V の需要設備に使用している遮断器を新しい遮断器に取り替える場合
- エ. 受電電圧 22000V の需要設備に使用している容量 5000kV・A の変圧器を同容量の新しい変圧器に取り替える場合
- オ. 受電電圧 22000V の需要設備に使用している受電用遮断器の遮断電流を 15% に変更する場合
- カ. 受電電圧 22000V の需要設備に使用している遮断器を新しい遮断器に取り替える場合

問題5

次のア～エの事例のうち、以下の①～③に該当するものを記号すべて選べ。

- ア. 受電電圧 200V で出力 10kW の太陽電池発電を有する
- イ. 出力 50kW の太陽電池発電を有する
- ウ. 受電電圧 6.6kV で出力 2000kW の太陽電池発電を有する
- エ. 受電電圧 22kV で出力 2000kW の太陽電池発電を有する

- ①設置者が保安規定を経済産業大臣に届け出る
- ②設置者が工事の計画を経済産業大臣に届け出る
- ③設置者が電気主任技術者を選任しなければならない

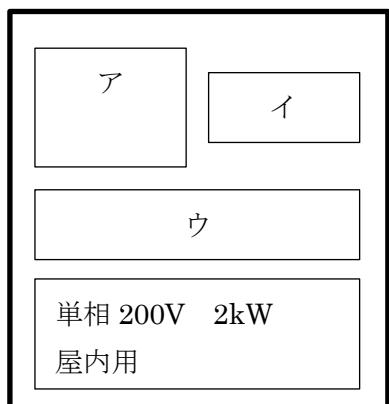
問題6

受電電圧 6600V の自家用電気工作物を設置する事業所において、事故報告に該当しないものをすべて選べ。

- ア. 保安作業員が作業中に分電盤内の低圧 200V の端子に触れて感電負傷し、治療のため 3 日間入院した。
- イ. 電圧 100V の屋内配線の漏電により、火災が発生し、建屋が全焼した。
- ウ. 自家用電気工作物の破損事故に伴う構内 1 号柱の倒壊により道路をふさぎ、長時間の交通傷害を起こした。
- エ. 落雷により高圧負荷開閉器が倒壊し、電気事業者に供給支障が出たが、電気火災は発生せず、感電死傷者は出なかった。
- オ. 従業員が、操作を誤って高圧の誘導電動機を損壊させた。

問題7

単相 200V、2kW の屋内用の電気温水器を電気用品安全法で規制されている電気用品の表示方法で示すとき、以下の①～③のうち正しいものには○、誤っているものは訂正せよ。



- ①アの部分には、(PS)_Eというマークを表示した。
- ②イの部分に、認定検査機関の名称を略称で表示した。
- ③ウの部分に、届出事業所の名称を表示した。

問題8

電気工事士法において、作業者の資格と作業内容が合っているものに○、誤っているものには×を書け。

- ①第一種電気工事士は、自家用電気工作物であって最大電力 250kW の需要設備の電気工事に従事できる。
- ②第一種電気工事士は、最大電力 250kW の自家用電気工作物に設置される出力 50kW の非常用予備発電機に係る電気工事の作業に従事できる。
- ③第二種電気工事士は、一般用電気工作物に設置される出力 3kW の太陽電池発電設備の設置のための電気工事の作業に従事できる。
- ④一般用電気工作物に設置されるネオン用分電盤の電気工事の作業に従事できる。
- ⑤認定電気工事士は、自家用電気工作物であって最大電力 250kW の需要設備のうち 200V の電動機の接地工事の作業に従事できる。